

7月23日(日)

群馬県知事選挙

より良いまちづくりのため、必ず投票しましょう。

問い合わせ 選挙管理委員会
選挙係 (☎内線539)

投票できる人

桐生市の選挙人名簿に登録されている人で、下表1のとおりです。

投票の流れ

▼投票所入場券は郵送で

投票所の入場券は、1通に4人分までを記載した「シール式はがき」で郵送します。投票の際には1人分ずつ切り離してお持ちください。

入場券には氏名や投票所名などが記載されていますので、確認のうえお越しください。

なお、入場券が届かない、または紛失した場合は、投票所で係員に申し出てください。

▼投票は午前7時から

午後7時まで

投票時間は、午前7時から午後7時までです。ただし、馬立集会所は午後6時までです。

す。

▼代理・点字投票

病気やけがなどで、文字が書けない人のために「代理投票」の制度が、目の不自由な人のために「点字投票」の制度があります。

投票の秘密は固く守られますので、必要な場合は投票所で係員に申し出てください。

投票日に投票所に行けないとき

▼期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票ができます。投票できる場所、期間、時間は下表2のとおりです。

住所にかかわらず、いずれかの期日前投票所で投票することができま

す。また、期日前投票所では「宣誓書」の記入が必要です。宣誓書の用紙は投票所に用意してありますが、各公民館と市ホームページにもありますので、あらかじめ自宅などで

記入して持参することもできます。

▼滞在地などでの投票

投票日に仕事などで他市区町村に滞在中の人は、所定の手続きを行うと滞在先の選挙管理委員会でも投票することができます。

また、都道府県が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その場所で投票することができます。

▼郵便による投票

身体に重度の障がいがある人、要介護5の介護認定を受けている人は、自宅から郵便で投票することができます。

この場合は、事前に選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」(7年間有効)の交付を受け、この証明書に所定の請求書を添付し、投票日の4日前までに投票用紙を請求していたら必要がありません。

なお、障害者手帳の種類、障がいの程度などの詳しいことは、市ホームページをご確認ください。

▼候補者をよく知ってもらうために

候補者の経歴や政見などをお知らせする「選挙公報」を投票日2日前までに新聞朝刊に折り込みますのでご覧ください。

新聞を購読していない場合などは、市役所、新里・黒保根支所、各公民館、青年の家で配布しますので、ご利用ください。

▼開票と速報

開票は投票日の当日、午後8時10分から南体育館で行います。開票の様子は、桐生市の有権者であれば参観できます。希望する人は、開票所係員の指示に従ってください。

開票速報は、午後9時から30分ごとに、市役所(美喜仁桐生文化会館側)の出入り口でお配りします。

また、市ホームページにも開票速報を掲載します。

表1：投票できる人

群馬県知事選挙	
年齢要件	平成17年7月24日以前に生まれた人(満18歳以上の人)
住所要件	令和5年4月5日以前から桐生市に住んでいる人(桐生市の選挙人名簿登録基準日の3か月前)
市外へ転出した場合	群馬県内への転出…「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示か、「引き続き県内に住所を有することの確認」を受ければ投票できます。群馬県外への転出…投票できません。
市内で転居した場合	6月20日までの転居…転居先の住所地の投票所で投票 6月21日以降の転居…転居前の住所地の投票所で投票

※転入日、転居日はいずれも市に届出をした日のことです。

表2：期日前投票

期日前投票所	投票できる期間	投票時間
桐生市役所 新里支所	7月7日(金) ～22日(土)	午前8時30分 ～午後8時
黒保根支所	7月15日(土) ～22日(土)	

※住所にかかわらず、いずれかの期日前投票所で投票可能
※黒保根支所は、7月15日(土)からとなります。